中国富裕層向け旅行プロモーション事業実施業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

本要領は，函館市が実施する中国富裕層向け旅行プロモーション事業実施業務の最適提案者を選定するために行う公募型プロポーザルについて，次のとおり必要な事項を定める。

１　業務概要

(1) 件名　　中国富裕層向け旅行プロモーション事業実施業務

(2) 目的　　函館市がこれまでに中国富裕層を対象として造成した観光コンテンツの見直しを行うほか，中国現地でセールスコールを実施し，造成した観光コンテンツの販売および販路拡大に繋げる。

(3) 内容　　別紙「企画提案仕様書」のとおり

(4) 履行期間　　契約締結の日から令和８年３月３１日（火）まで

(5) 契約上限額　１，８１５，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(6) 業務担当部課

函館市観光部観光推進課（市庁舎３階）
〒040-8666　函館市東雲町４番１３号
電　話　０１３８-２１-３４５４
ＦＡＸ　０１３８-２１-３３２４
e-mail　hako-kan3@city.hakodate.hokkaido.jp
担　当　三ッ井

２　スケジュール

質問書提出期限	令和７年５月２１日（水）１７：３０まで
質問，回答の公表	令和７年５月２３日（金）頃［ホームページ公表］
参加申込書提出期限	令和７年５月２７日（火）１７：３０まで
参加資格確認結果通知	令和７年５月２９日（木）
企画提案書提出期限	令和７年６月１８日（水）１７：３０まで
ヒアリングの実施	令和７年６月下旬
最適提案者決定	令和７年６月下旬
審査結果通知・公表	令和７年６月下旬

３　参加資格要件

企画提案に参加する者（グループ応募の場合は，構成員を含む。）は，次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。

(2) 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成5年4月1日施行）による指名停止を受けていないこと。

(3) 函館市暴力団等排除措置要綱（平成23年9月30日施行）による入札参加除外措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされ

ている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定，民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等，経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(5) 函館市の市税または消費税および地方消費税を滞納している者でないこと。

(6) 本プロポーザル審査委員会の委員が自ら主宰しまたは役員もしくは顧問となっている法人その他の組織でないこと。

4　質問・回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は，様式１「質問書」を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和７年５月２１日（水）１７：３０まで

(2) 提出先

１(6)に同じ

(3) 提出方法

電子メールによる。

(4) 回答方法

函館市ホームページに掲載し，個別には回答しない。また，回答は，本要領の追加または修正とみなす。なお，意見表明と解されるもの等には回答しないことがある。

アドレス　https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2025042800058/

5　参加申込書の提出等

(1) 参加申込書の提出

参加希望者は，次のとおり参加申込書等を提出しなければならない。

なお，期限までに参加申込書等を提出しない者または参加資格要件に該当しないと認められた者は，このプロポーザルに参加することができない。

ア　提出書類

①　参加申込書（様式２）

②　構成員調書（様式３）［グループで応募する場合］

③　交付３か月以内の現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書（写）

④　誓約書（様式４）

⑤　直近の財務諸表（貸借対照表および損益計算書）

⑥　交付３か月以内の函館市の市税の納税証明書（写）［納税義務がある場合］

⑦　交付３か月以内の消費税および地方消費税の納税証明書（写）

⑧　委任状（様式５）［本店から支店・営業所等へ，参加申込および企画提案等について権限を委任する場合］

イ　提出期限

令和７年５月２７日（火）１７：３０まで

ウ　提出先

１(6)に同じ

エ　提出方法

持参または送付による。送付の場合は上記イ必着とする。

オ　その他

①　１者が複数のグループの構成員となることはできない。グループ応募の場合は，構成員のすべてが参加資格要件を満たす必要がある。構成員個別の書類（上記ア③から⑧）は代表者が集約し，他の書類と併せて市へ提出すること。

②　申請書等の作成に用いる用語について，提出書類①②④⑤⑧は日本語で作成すること。なお、その他の書類③⑥⑦のうち外国語で記載のものは、原本と併せて日本語の訳文を添付すること。

(2) 結果の通知等

市は，提出された書類により参加資格の確認を行い，令和７年５月２９日(木)までに申込者へ結果を書面または電子メールで通知する。参加資格を満たす者には結果の通知と併せて企画提案書の提出を要請する。

６　企画提案書の提出

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は，次に定めるところにより企画提案書を作成し，提出するものとする。

(1) 提案内容

次の事項について提案すること。

ア　本業務に対する考え方，実施方針

対象市場の現地事情や函館市を取り巻く現状などの分析，本事業の実施に当たっての基本的な考え方など

イ　提案のセールスポイント

ウ　観光コンテンツ・モデルコースの磨き上げ・造成の方法

エ　意見交換会の内容

オ　セールスコールを行う都市・旅行会社

提案する都市・旅行会社の特徴，その会社を対象とすることが当業務の遂行に当たり優位性が高い理由を示すこと。

カ　実施スケジュール

キ　本業務実施に係る人員配置などの管理体制および類似業務実績

ク　提案価格（提案内容ごとの内訳を含む）

(2) 企画提案書の提出方法

ア　提出様式

Ａ４判（Ａ３判の折込可）

イ　提出部数

①　企画提案書［表紙］（様式６）　正本１部

②　企画提案書　正本１部，副本５部

※副本５部のうち３部（本プロポーザル審査委員会委員審査用）は，企画提案者の名称を消去または墨塗りすること。

ウ　提出期限

令和７年６月１８日（水）１７：３０まで

エ　提出先

１(6)に同じ

オ　提出方法

持参または送付による。送付の場合は上記ウ必着とする。

(3) 企画提案書等の著作権等の取扱い

ア　企画提案書等の著作権は，当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

イ　市は，プロポーザル方式の手続およびこれに係る事務処理において必要があるときは，提出された企画提案書等の全部または一部の複製等をすることができるものとする。

ウ　市は，企画提案者から提出された企画提案書等について，函館市情報公開条例（平成13年3月28日条例第7号）の規定による請求に基づき，同条例第７条に規定する非公開情報を除き，第三者に開示することができるものとする。

7　企画提案の審査方法および評価基準

(1) 審査委員会の設置

企画提案の評価および最適提案者の選定を行うため，３名で構成された中国富裕層向け旅行プロモーション事業実施業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

※別紙「中国富裕層向け旅行プロモーション事業実施業務プロポーザル審査委員会設置要綱」参照

(2) ヒアリングの実施

企画提案書の内容について，対面式のプレゼンテーションを実施し，審査委員によるヒアリングを行うこととする。

ア　実施方法

１企画提案者につき，プレゼンテーション（20分以内），ヒアリング（10分以内）を行うものとする。詳細については，企画提案者に対し後日通知する。

イ　実施時期

令和７年６月下旬

(3) 審査方法

評価基準に基づき，企画提案書，プレゼンテーションおよびヒアリングの内容を総合的に勘案して審査する。

(4) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

8　最適提案者の選定

審査項目ごとに，各委員（３名）の評価点を加算し，その合計値を，審査項目の評価点とする。 評価点の合計が最も高く，最低基準（得点率７０％）以上の１者を最適提案者として選定する。なお，該当者が２者以上あったときは，審査項目①，②，③の評価点の合計が高い者を最適提案者として選定する。

9　審査結果の通知

受託候補者の選定後，企画提案者へ次の事項を書面で通知する。

・全企画提案者名
・受託候補者名
・企画提案者（通知の相手方）の順位
・企画提案者（通知の相手方）および受託候補者の評価点合計
・企画提案者（通知の相手方）および受託候補者の評価点内訳

・審査委員会委員所属職氏名

10　審査結果の公表

企画提案者への審査結果通知後，函館市ホームページにおいて，次の事項を公表する。

・全企画提案者名
・受託候補者名
・全企画提案者の評価点合計
※受託候補者以外の企画提案者名は表示しない。
企画提案者が２者の場合，２位の者の評価点合計は表示しない。
・受託候補者の評価点内訳
・審査委員会委員所属職氏名

11　契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い，内容について合意のうえ，当該業務仕様書を作成するものとする。

受託候補者は，当該業務仕様書に応じた金額の見積書を提出し，市が仕様内容を基に積算した予定価格の制限の範囲内で，随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

函館市契約条例施行規則第７条第２項第１１号を適用し免除とする。

(3) 契約書作成の要否

要する。

12　失格事項

次のいずれかに該当した場合は，その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合
(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
(3) 実施要領等で示された提出期日，提出場所，提出方法，書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

13　その他

(1) 提出書類の作成，提出，ヒアリング等に要する経費は，提案者の負担とする。
(2) 企画提案書は，１者につき１提案に限る。
(3) 提出された書類は返還しない。
(4) 提出された書類は，企画提案者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
(5) 企画提案書等に含まれる著作権，特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果，生じた責任は全て提案者が負う。
(6) 受託候補者は，契約締結にあたり，日本国内の金融機関において委託料の支払いに必要な口座を用意すること。